

# 愛知県公文書館だより

## 目次

企画展関連資料写真……………	1	「愛知県史」展示コーナー……………	6
平成27年度企画展……………	2, 3	埋蔵文化財と地籍図……………	6
表紙の写真の解説……………	3	「愛知県庁文書」から……………	7
古文書解説講座……………	4	インターンシップ研修生体験記……………	7
愛知県庁本庁舎……………		レファレンスコーナー……………	8
重要文化財指定記念企画展……………	5	利用案内・編集後記……………	8
古文書講座……………	5		



[第十回関西府県連合共進会] 出品台帳 第壹区



第十回関西府県連合共進会絵葉書



新聞資料 「読売の図」



**平成二十七年 企画展  
「明治期愛知の広告と博覧会」**

本年度の企画展は、「明治期愛知の広告と博覧会」と題して、十月十九日（月）から十一月十八日（金）まで、本館展示室にて開催しました。

今回の企画展は、本館所蔵の「湯浅氏収集新聞関連資料」にある明治期の新聞に掲載された広告や、県庁文書に残る万国博覧会等の資料を通して、現在の「モノづくり愛知」に繋がる明治期の愛知の産業について歴史の一端を紹介しました。

本館は、明治期の新聞資料を「湯浅氏収集新聞関連資料」の原紙やマイクロフィルムで数多く所蔵しています。これらの新聞資料に掲載された広告は、絵図や写真など、目で見て楽しめる資料が多く、産業の発達の様子を映す貴重な展示資料となりました。

また、県庁文書に収録された万国博覧会や共進会などの文書は、現在の産業の礎になった明治期の産業や、その製品を紹介するとともに、産業の発達にかける県民の意気込みも感じさせてくれる展示資料になりました。

平成二十六年六月、ユネスコ世界遺産に登録された富岡製糸場等や、日本の近代化産業遺産に認定されている豊田佐吉の木製人力織機など、

明治期の産業遺産が注目され、話題になっていきます。こうしたとき、今回の企画展を実施できたことをうれしく思っています。御参観の皆様から御礼申し上げます。

なお、会場のスペース等の関係で展示できなかった資料も少なくありません。この機会に、本館を御利用いただければと願っています。以下、展示の構成に従い、企画展の概要を説明します。



企画展の風景

一 広告と愛知の街  
— 江戸から明治へ —

最初に江戸時代の広告を当時の愛知の街が描かれた「尾張名所図会」を中心に紹介し、次に明治時代の街

の広告を当時の写真で展示しました。江戸時代の広告の例として「尾張名所図会」にある伊藤呉服店の店頭の様子を展示しました。

図会を写真パネルにして、暖簾など広告の位置を丸囲みで示し、暖簾が当時の大型店舗の呉服屋には欠かさないもので、看板の役割を果たしていたことや看板を屋根に上げるようになったことなどを紹介しました。明治になると文明開化により欧米文化が輸入された結果、広告方法にも変化が生じ、新聞広告や電柱広告、動く広告としての馬車や鉄道、ペンキ塗りの看板などの新しい方法が取り入れられました。展示した名古屋市内の当時の写真にも、電柱広告やペンキ塗り看板などが写っています。

**二 明治の新聞広告**  
明治期の新聞広告の特徴と当時の本県の企業やその製品を新聞の原紙や広告のパネルを展示することを通して、具体的に紹介しました。初期の新聞には、書籍や銀行・会社の設立等の文字ばかりの広告が多いのですが、次第に新聞広告の利用価値が認識され始めたことや新聞の購読層が広がったことにより、売薬や化粧品、飲食物などの広告やイラストを付けるなどの工夫を凝らした広告が多くなります。しかし、当時は広告の勧誘がいやしいこととされていたため広告収入

は多くはありませんでした。それを変えたのが明治十五年に福沢諭吉が創刊した「時事新報」です。「時事新報」は、勧誘員を置いて広告募集に努めており、福沢諭吉自らも新聞広告の効果と必要性を社説で説いています。その社説のパネルとともに要約も掲示し、実際にその内容が読み取れるようにしました。

また、明治期には、現在とは異なる面白い広告が多くあります。今回はそのうち、禁酒宣言や火事見舞御礼、旅行中の年始欠礼、無罪判決・出獄の知らせなどの個人で出す広告や、現在では所持が禁止される拳銃の広告、第一面全体が広告欄になった新聞などを展示しました。本館ではこれらの明治期の新聞をマイクロフィルム等で保存しています。ぜひ面白い広告を探してみてください。

**三 博物館から商品陳列館へ**  
ここでは、産業振興を企図して本県が建設した諸施設から産業の発展の様子を見てみました。本県では、明治十一年に県内の物産と産業上有益な参考品を収集・公開することによって、県内の産業振興を図る目的で工芸博物館を設立しました。その後県内産業の発達に伴って、規模の拡張や組織の改編を行い、名称も変化していきました。今回は、そのうち愛知県博物館と愛知県商品陳列館に注目しました。

展示では、両施設の外観写真に加え、展示用に作成した施設の平面図のパネルなどで、施設内部の様子を詳しく伝えました。

また、「愛知県商品陳列館報告」の「発刊の辞」や大隈重信が名古屋の地を賞賛する「大隈伯の名古屋観」、当時の輸出入額を番付の形式で紹介する「日本重要輸出入品番附」などの展示を通して、この時期の日本と本県の産業の発達の様子を紹介しました。

#### 四 博覧会と共進会

##### (一) 万国博覧会

ここでは、政府や本県が力を入れて取り組んだ万国博覧会のうち、明治三十三年のパリ万国博覧会を中心に県庁文書の出品記録などを用いて紹介しました。

当時、本県はすでに全国でも有数の工業県であり、特徴的な産業は、織物業や陶磁器業、醸造業などでした。それを反映し、パリ博覧会では生糸に七宝焼、清酒など、この特色に当てはまるものが多数出品され、広く紹介されました。また、扇子や提灯など、現在では愛知県の伝統的工芸品や郷土工芸品となっているものも出品されました。

本県の出品物の中でも目立つものの一つが、鈴木政吉による西洋楽器です。彼は琴などを製造していましたが、ヴァイオリンの研究に没頭し、

内国製ヴァイオリンを製造しました。その後、外国製品に遜色のない製品を作りだし、明治三十三年のパリ博覧会では銅賞を受賞しています。

##### (二) 関西府県連合共進会

関西府県連合共進会は、明治十六年に第一回が開催され、年々盛んになっていきました。新たに造成された名古屋市の鶴舞公園で明治四十三年に開催された第十回関西府県連合共進会について、県庁文書を中心に紹介しました。



企画展の風景

会場や建物の総面積、出品数のどれをとっても旧来の規模を大きく上回り、当時の名古屋の人口が約四十万人だったのに対し、来場者は二百六十万人にも達し、大いに賑わいま

した。出品物も約十三万点に及び、種類も当時の産業生産物のほとんど全てにわたります。

展示ではカラーの会場案内図(愛知県図書館蔵)や当時発行された絵葉書を展示して臨場感を味わっていただきました。また、県庁文書には織機の豊田佐吉など、このとき表彰された功労者についての記述が残っています。

今回の企画展では、展示物の多くを「湯浅氏収集新聞関連資料」や「新愛知」などの新聞資料、県庁文書に拠りました。そこからは、当時の本県の産業の発展や江戸時代から明治期にかけての広告の変化などが読み取れて興味深く感じました。

また、来場者の方からは、「普段拝見できない資料が見られてよかった」、「展示を見て懐かしく思った」、「現在の広告と比較しながら興味深く思った」などのうれしい御感想もいただきました。今回の企画展を契機に、本県の歴史及び本館の所蔵資料に関心を持っていただければ幸いです。



愛知の鳥  
コノハズク

#### 表紙の写真の解説

表紙の写真は、上段の二つがともに第十回関西府県連合共進会の資料です。

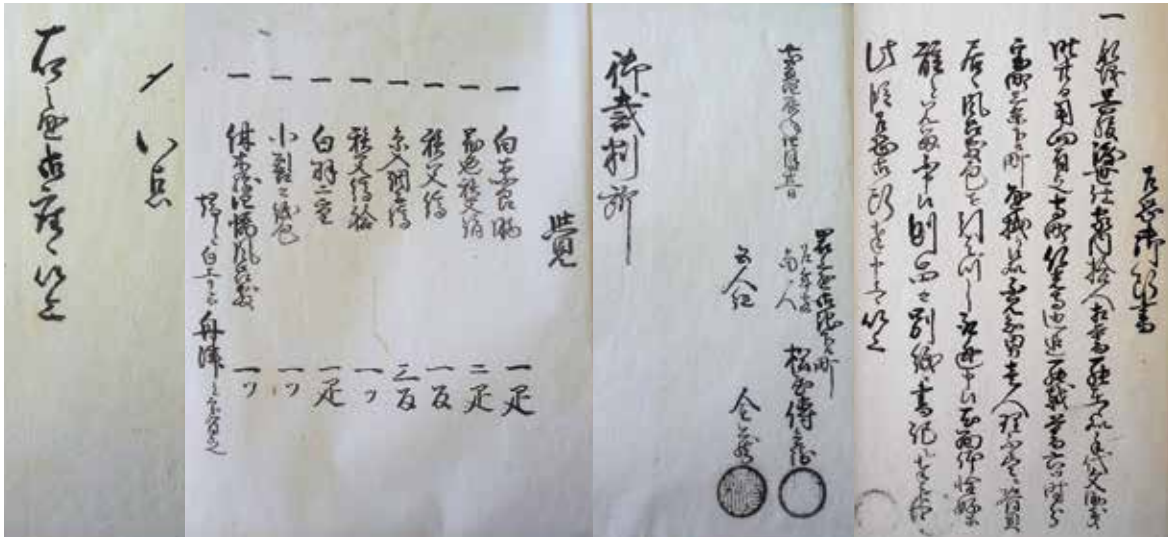
上段右の写真は、本館が所蔵する十八枚の絵葉書のうちの三点で、近世ルネサンス式の丸屋根のついたパビリオンが並んでいる様子が分かります。

また、上段左の写真は、本県作成の出品台帳です。織維工業関係のもので、友禅縮緬や浴衣地、木綿などの品名や出品人名、代価などが記載されています。

下段の写真は、名古屋市在住の古文書等の文献資料の蒐集家、故湯浅四郎氏から寄贈された「湯浅氏収集新聞関連資料」の「新聞資料『読売の図』」です。守田座の新狂言を案内する錦絵で、調子のよい宣伝文句が並び、「守田座の新狂言の評判く」と締められています。

江戸時代、商いが盛んになるにつれ、暖簾などに加えて新しい形の広告が始まります。表紙の絵は、新狂言の「守田座」の興業宣伝になりますが、新狂言や歌舞伎の人気役者が商店名や商品名を入れて台詞仕立てで宣伝する劇を行うなど、客を誘う積極的な広告が行われました。

古文書解読講座



乍レ恐御断書

一 私儀呉服渡世仕、家内拾人相暮罷在候処、手代文助義  
昨廿日用向有レ之、寺町仏光寺辺迄罷越、暮六ツ時分  
室町三条下ル町通掛り候処、不見知一男老人、理不尽ニ脊負  
居候風呂敷包を引はづし取逃申候、尤、面体恰好等  
聡と見留不レ申候、則、品々別紙ニ書記シ奉ニ申上ニ候、  
此段乍レ恐御断奉ニ申上ニ候、以上

岩上通御池下ル町

慶応四辰年四月廿一日 乍二年寄

当人 松屋伝兵衛

五人組 金藏

御裁判所

覚

- 一 白奈良晒 一疋
  - 一 花色秩父絹 二疋
  - 一 秩父縞 一反
  - 一 糸入調子縞 三反
  - 一 秩父縞袴 一ツ
  - 一 白羽二重 一疋
  - 一 小裂之紙包 一ツ
  - 一 紺木綿四幅風呂敷 一ツ
- 端しニ白上リニ而舟津と印有レ之

八点

右之通御座候、以上

御紹介する史料は、本館が原本を所蔵する尾張藩士大塚三右衛門家文書の内、京都裁判所の「賊難達書取」に記載された一件です。

京都裁判所は戊辰戦争最中の慶応四年三月に、京都市中取締役所に代わって置かれた行政機関ですが、京都裁判所と呼ばれた期間は短く、この年の閏四月には政体書の三治制の定めに従って京都府と改称されます。

掲載の史料は、慶応四年（一八六八）四月に岩上通御池下ル町在住の京都町方年寄である呉服商松屋伝兵衛が盗難の被害状況を京都裁判所に文書で届け出たもので、本人の他に、五人組の金藏が署名、押印しています。

史料には、事件の経緯が記されています。それによると、事件は松屋の手代文助が商用で仏光寺付近に向く途中、暮六ツ（夕方七時）ごろ、室町三条下ル町を通りかかった所で起こります。文助はひとりの見知らぬ男に、背負っていた風呂敷包みを強奪され、そのまま逃げられてしまいます。そのとき、犯人の顔や服装をしつかりと見届けることはできなかつたようです。知らせを受けた松屋伝兵衛は、事の経緯とともに被害にあった品々を一覧にして、翌日、京都裁判所に届け出ました。史料の別紙の「覚」がそれにあたります。

その「覚」から、秩父縞の袴一枚と白奈良晒一疋（一疋は二反）、花色秩父絹二疋など布五種類、端切れを入れた紙包みの計七点の品々が八点目の盗難品でもある四幅の大きさの紺木綿の風呂敷に包まれたまま盗難にあったことが分かります。

江戸幕府が倒れ、維新政府が成立して間もない京都市中の治安状況と、新政府の組織の役割等を窺い知ることができる史料です。

愛知県庁本庁舎

重要文化財指定記念企画展

前期：四月六日～六月二十六日  
後期：七月二日～九月三十日

平成二十六年十二月十日に愛知県庁本庁舎が名古屋市役所本庁舎とともに国の重要文化財に指定されました。また、平成二十七年三月二十二日、愛知県庁本庁舎は昭和十三年の竣工から七十七年が経ち、人間に例えると「喜寿」という節目を迎えました。これを記念して「喜寿(七十七年)を迎えた愛知県庁本庁舎の軌跡」と題し、総務部財産管理課と共同で企画展を開催しました。

展示を担当した総務部財産管理課の奥野健一課長補佐にお話を伺いました。

○展示内容について教えてください。

前期は外観をテーマに、外から見た美しさや価値を味わう内容とし、後期は内装をテーマとして主要室に注目した展示としました。ともに建設図面と写真を展示することで、建設当時から現在まで変わらない愛知県庁本庁舎の姿を見ていただけたのではないかと思います。

○苦労した点について聞かせてください。

愛知県庁本庁舎は戦争の混乱を経ており、また、時の経過とともに文書も散逸してしまっただけでなく、当時の様子や職人が工事の様子を誓って名前を記す儀式。

○最も印象的な資料はどれですか。

時の様子を再現できる資料が思いのほか残っていないなかつたことです。○本館所蔵以外の展示資料は展示期間終了後も閲覧できますか。

例えば、起工式の墨打ちの儀(注)で使用した用材は、通常は屋根裏に保管されており、これまで一般公開されたことはありません。今回の展示のために職員四人がかりで下ろしました。展示期間終了後は再び屋根裏に戻すため、今回の展示は貴重な機会であったと思います。



愛知県庁本庁舎の外観

また、建設関係者だけに配られたブロンズの庁舎レプリカはこれまで持ち主が不明でしたが、今回の企画展をきっかけに判明しました。引き続き県議会議事堂一階のPRコーナーでご覧いただけます。

(注) 工事責任者や職人が工事の無事を誓って名前を記す儀式。

「愛知県新庁舎観覧順路示図」です。この資料は竣工後に庁内を内覧するコースを示した印刷物です。県庁舎に関する資料を持つていると県民の方からお話をいただき、展示の目玉の一つとしてお借りすることにしました。

展示内容を練っているときに、偶然にもこの貴重な資料のお話を聞いただけに驚きました。○重要文化財に指定された二棟はとも洋風建築ですね。

名古屋市役所本庁舎は愛知県庁本庁舎より五年早く完成しました。ともに名古屋城を意識したデザインですが設計者は別人です。しかし、二棟の建設には共通した技術者が携わっているため似た部分もあります。

名古屋市役所本庁舎は時計塔が特徴的です。そして正面玄関を入ると大きな階段が目飛び込んでくる、とても華やかでモダンな作りです。

一方、愛知県庁本庁舎は名古屋城をイメージさせる屋根、内装は正面玄関を入ると直線に通路が伸び、北にエレベータ、南に階段と、動線を意識し、使いやすさを重視した造りとなつています。たった五年の差で合理的なデザイン設計に変化していることは大変興味深いです。

これからも、現役の事務庁舎として大切に使いながらも守り続けていきたいと思えます。

古文書講座

十一月に入門編と応用編に分けて延べ十回実施しました。初心者対象の入門編は、昨年は一回完結の内容を四回実施しましたが、本年度は二日連続の内容を四回と拡充しました。江戸時代の食べ物屋の看板にある商品名を読むことから始め、本館所蔵古文書を題材にくずし字、候文、返読文字、異体字など、古文書解読の基礎を学習しました。

題材は、名古屋藩庁文書三点と村方文書の戸谷家文書、大脇家文書から三点の計六点です。江戸から明治初期の古文書を通して当時の社会状況と庶民の生活に触れました。

応用編は、県史編さん室職員を講師として、昨春発刊の『愛知県史』(資料編22 近世8 領主2)に掲載の「寛延三年正月 私領へ変更しがたきにつき碧海郡大浜村より赤坂代官所宛上申書写」などを題材に古文書の解読を行い、生き生きとした史実に触れながら、愛知の歴史の一端を辿りました。



入門編の様子

『愛知県史』展示コーナー  
— 新刊揭示資料から —

県史編さん室では、公文書館の展示スペースを使って編さん事業と最新刊の紹介を行っています。今年度は、三河地域の領主関係の資料を扱った『資料編22 近世8 領主2』、古代の窯業を扱った『別編 窯業1 古代 猿投系』、文庫等の典籍を扱った『別編 文化財4 典籍』で掲載した資料を紹介しています。



展示の様子

では、各巻の展示ブースをのぞいてみましょう。

【近世8】三河地域は譜代大名・旗本・幕府・寺社の領地が散在し、支配が錯綜していました。展示では幕府代官と譜代大名を取り上げています。一点目は、代官が陣屋を置いた場所や人物について紹介しています。二点目は、刈谷藩や西尾藩の藩主となった譜代大名三浦家の転封による

移動の軌跡を紹介しています。三点目は、幕府の奏者番を務めた田原藩主三宅康直が、先例を確認するため職務についての記録を蓄積し保管していた事例を紹介しています。

【窯業1】尾張東南部から西三河の丘陵に分布する猿投窯は、古代の大窯跡群です。県内にはほかに、尾張北部の小牧市や春日井市を中心に分布する尾北窯、東三河の豊橋市東部に分布する二川窯などがあり、古代から窯業が盛んでした。

展示では、猿投窯の優品である灰釉多口瓶や緑色の発色が美しい緑釉陶器等を紹介しています。また、尾北窯最古の下原古窯跡群(春日井市)出土の埴輪や須恵器、それらを焼いた窯の様子などを紹介しています。

【文化財4】県内には、寺社以外にも近世から近代にかけて成立した文庫に豊富な古典籍が残されています。尾張徳川家にゆかりを持つ蓬左文庫や徳川美術館、尾張藩士河村秀根が蒐集した書籍を中心とする河村文庫、羽田野敬雄らを主体とする講組織によって経営された羽田八幡宮文庫、地元の実業家岩瀬弥助によって開設・公開された岩瀬文庫などです。展示ではこれら県内文庫の特徴を写真とともに紹介しています。

○『愛知県史』は、県内の図書館などに配置しています。自治センター八階の県史編さん室でも販売してい

ます。ここで紹介した資料はごく一部です。一度、県史で本県に関する様々な資料に触れてみて下さい。

埋蔵文化財と地籍図

本館所蔵の地籍図は、国の地籍編纂事業の一環として、愛知県が明治十七年、村々に命じて原則一村当たり一枚、千二百分の一で作成させた地図のことです。土地の一筆ごとの形状と境界線、畑、田、道路、河川、堤、寺社の敷地等を正確に描いています。この地籍図は現在、土地利用や測量等の関連の方を初め、大変多くの人に利用されています。その中で埋蔵文化財の調査研究に携わる方の利用方法・成果の一端を述べます。

埋蔵文化財は、地中に埋もれている昔の人々の生活の跡や道具などの遺物で、貴重な文化遺産です。長年の、特に近現代の土地開発により、当時の遺跡周辺の地形、利用状況などの推測が難しい場合がほとんどですが、明治中期に作成された地籍図を基に遺跡の形状等の概要を推測し、発掘調査や遺跡の復元に役立てることができるといわれています。

ここでは、本館所蔵の二つの研究書籍を紹介したいと思います。

『南山大学学術叢書 地籍図で探る古墳の姿(尾張編) — 塚・古墳データ一覧 —』(平成二十二年 人間社)

著者の伊藤秋男氏は、尾張地区(名古屋区を除く)九百二十三村の地籍図に表記されている膨大な数の「塚」について、それが古墳であるのか、それとも他の何かであるのかを、現地調査を基に考察しています。そして、古墳が推定される塚のほかに、道標「一里塚」や「十三塚」、砂入り地や集石場が想定される塚など、八つのジャンルに分類して記録し、該当の地籍図とともに紹介しています。

左の写真は、地籍図「丹羽郡学伝村乙」の一部で「字青塚」に所在する「茶白山」(現在の青塚古墳)が表記されています。



地籍図 丹羽郡学伝村乙

『中世城館跡調査報告Ⅰ〜Ⅳ』(平成三年、六年、九年、十年)

愛知県教育委員会は昭和六十三年から県内の中世城館跡の現状を正確に把握し、それらの保存・活用の方策を探るために詳細な分布調査を実施し、多くの城館跡の所在地確定とその図化・復元を試みています。こ

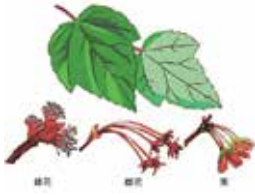
のとき活用された史料が地籍図です。地籍図にある城館に關係の深い地名や方形に巡る地籍から城館主要部を推定し、また、例えば「水田」「水路」など低地を表す地目から堀を、「山」や「畑」の形から土塁や曲輪を推定するなど、地籍図の読み取り方を類型化して復元に生かしています。

左の写真は同書掲載「岩倉城下町復元図」の一部です。



岩倉城下町復元図

この二つの書籍を読むと、地籍図という史料が時の経過とともに、作成当初の意図とは別に貴重な歴史的価値を付与されたことに気づかされます。また、塚や中世城館跡がどの市町村にもある大変身近な文化財であることも教えられます。



愛知の木  
ハナノキ

「愛知県庁文書」から  
― 皇城炎上二付 ―

本館では、明治維新期の愛知県成り立期から昭和初期ごろにかけての県庁文書を原本または複製資料で多数所蔵しています。その中には、大事件や国を挙げての事業に関連するものもあり、その一例を紹介します。

明治六年五月、女官部屋からの失火により皇城（皇居）が炎上しました。この火事で西ノ丸にあった両陛下の宮殿のほか、太政官庁舎や宮内省庁舎なども焼失し、両陛下は赤坂離宮を仮皇居とされました。

政府は皇城の炎上という非常事態を直ちに各府県へ通達し、これにより、全国の各方面から皇城再建のために献金の願いが相次ぎました。政府は、国に対する米金の献納を差止めしていましたが、「非常ノ儀、強テ不被為受候テハ却テ臣民之誠意毛貫徹不致筋ニ相当リ候」（「公文録」）として、献金を許可しました。

県庁文書に残る皇城炎上に関する資料の大半は、この献金に関するもので、「官省伺届留」（明治七年）や「郡区伺指令・往復留」（明治十九年）などの簿冊に納められています。これらの文書を見ますと、農民から士族、寺社の者など、性別や身分、職種も様々な人からの献金を県で取りまとめ政府へ提出するという形を

取っています。県令から、太政大臣三条実美や宮内卿徳大寺実則などへ宛てた文書が見られます。献金願は、明治二十一年、明治宮殿が落成するころまで続いています。献金の額は、数百円から一円に満たないものまで様々ですが、皇城再建のために少しでも役立ちたいと願う人々の思いが見て取れます。

また、このとき太政官庁舎が焼け、保管していた文書の大半が焼失してしまつたため、太政官は各府県に対し置県以来の各種文書等の写しの提出を求めました。このことは、政府が国政運営上、公文書の保管・保存の必要性を認識し、公文録等の編集を行う契機ともなりました。

インターシップ研修生体験記

本館では、愛知県のインターシップ受入事業（東海地域インターシップ推進協議会と連携）により、毎年研修生を受け入れています。十日間程度の短い期間ではありますが、研修生の方には、本館のさまざまな業務を体験してもらっています。

本年度は四名の大学三年生の方々が参加し、公文書の修復・整理・書架移動、行政刊行物の整理、窓口での受付等の業務を体験しました。研修生の皆さんの感想や、公文書館に対する印象などを紹介します。



愛知の花  
カキツバタ

〔研修生A〕  
「資料が実際に利用されるまでには、どの公文書を残すのかという選別作業や、公文書の修復等、利用する側からは見えない部分で、多くの工程が必要なことを知ることができた。」

〔研修生B〕  
「個人で行う仕事であっても、職員の方々と他のインターシップ生とのコミュニケーションをとりながら取り組まなければ業務を円滑に遂行できないことを実感した。」

〔研修生C〕  
「普段あまり触れることのない公文書に触れ、それを修復したり、古文書の読み方を教えていただいたりして有意義な体験ができた。」

〔研修生D〕  
「企画展の開催では、単に展示室に飾ればよいということではなく、企画展を宣伝するために大量のチラシを多くの市町村、大学、図書館に送付することが成功のために必要なのだと感じた。」

今後多くの学生の皆様に本館の業務を体験していただければと考えています。

レファレンスコーナー

Q 明治期からの国の法令や県条例等を調べたいのですが、どんな資料が所蔵されていますか。

A まず、「法令全書」という資料があります。詔勅や布告・布達・告示など、各種法令を年毎にまとめてあり、本館では慶応三年から昭和二十年まで所蔵しています。

次に、「太政官日誌」（官報の前身）や「官報」があります。太政官日誌は慶応四年から明治九年まで、官報は明治十六年七月二日の第一号から現在まで所蔵しています。

また、「太政類典」「公文録」「公文類聚」という資料は、政府の作成した公文書の原簿綴で、法令の決裁書だけでなく理由書や関連資料が綴られており、各官省、年毎にまとめられています。三点合わせて慶応三年から昭和二十年まで所蔵しています。愛知県の県令や条例等については、「愛知県公報」（明治二十年四月〜現在）で見ることが出来ます。また、公報作成以前の布達を所収した「愛知県布達類聚」は、明治初期からの愛知県の施策を知る上でとても貴重な資料です。

なお、原本での閲覧が難しい資料についてはマイクロフィルムでの閲覧をお願いしています。

利用案内



愛知の魚  
クルマエビ

- ◆ 交通機関  
地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口  
市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車



- ◆ 開館時間  
午前9時～午後5時
- ◆ 休館日  
土曜日・日曜日・整理期間（春季10日以内）  
国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

- ◆ 利用方法  
・資料の閲覧は無料です。  
・閲覧を希望される場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項をご記入の上、受付に提出してください。  
・所蔵資料の複写にも応じています。（有料）ただし、一部複写できないものがあります。

- ◆ 展示  
展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。



ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>



編集後記

▽愛知県公文書館だより第二十号をお届けします。  
▽本年度前半は、愛知県庁舎の重要文化財指定記念企画展を財産管理課と共催で実施し、多くの来場者がありました。  
▽恒例の企画展は「明治期愛知の広告と博覧会」と題し、新聞の広告等を通して明治期の本県産業の発達を紹介しました。草創期の新聞の歴史的価値を再認識する機会となりました。  
▽古文書や地籍図、県庁文書に関する記事は、本館所蔵資料を基にしたものです。この「だより」が県民の皆様と本館を結ぶ架け橋となりますことを祈念しております。

愛知県公文書館だより 第二十号  
平成二十八年一月二十九日  
編集発行 愛知県公文書館  
〒四六〇一八五〇一  
名古屋市中区三の丸二一三二二  
愛知県自治センター内  
電話〇五二(九五四)六〇二五  
FAX〇五二(九五四)六九〇二  
電子メール  
kobunshokan@pref.aichi.lg.jp